

ご存知ですか？この手当

手当を受けるには、申請が必要で
す。いずれの手当も、所得による支
給制限があります。

なお、平成28年度の各種手当額が
「児童扶養手当法による児童扶養手
当の額等の改定の特例に関する法律」
の一部改正に伴い、変更されています。

【特別児童扶養手当】

児童（20歳未満で身体・知的・精
神に中度以上の障害もしくは長期
にわたる安静を必要とする症状にあ
る者）の監護、養育している父母な
どに支給されます。

● 手当支給月額

- ・ 1級 / 5万1,500円
- ・ 2級 / 3万4,300円

● 次の場合は手当を受けることがで
きません

- ① 児童が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的
年金を受けることができるとき
- ③ 児童が児童福祉施設などに入所し
ているとき

【特別障害者手当】

20歳以上で、身体・知的または精神
に著しく重度の障害の状態にあるため、
日常生活において常時特別の介護を必
要とする在宅の方に支給されます。

- 手当支給月額 / 2万6,830円
- 次の場合は手当を受けることがで
きません

- ① 施設に入所しているとき（シヨ
トステイは除く）
- ② 病院に3カ月以上入院しているとき

【障害児福祉手当】

20歳未満で、身体・知的または精神
に重度の障害の状態にあるため、日常
生活において常に特別の介護を必要と
する在宅の児童に支給されます。

- 手当支給月額 / 1万4,600円

● 次の場合は手当を受けることがで
きません

- ① 施設に入所しているとき（シヨ
トステイは除く）
- ② 児童が障害を支給事由とする公的
年金を受けることができるとき

【すでに手当を受けている方へ】

すでに手当を受けている方は、そ
の手当に応じて、いろいろな届け出
をする義務があります。

もし、届け出が遅れたり、届け出
をしなかった場合には、手当の支給
が遅れたり、受けられなくなったり、
手当を返していただいたりすること
がありますので、必ず忘れずに届け
出をしてください。

● 例

・ 障害程度に変動があったとき

- ・ 住所を変更したとき
- ・ 所得更正されたとき
- ・ 所得の高い扶養義務者と生計をと
もに、または、別にしようになっ
たとき

☎金屋庁舎やすらぎ福祉課

年金生活者等支援 臨時福祉給付金(高齢者向け)の 受け付けが始まります！

「一億総活躍社会」の実現に向け、
賃金の引き上げの恩恵が及びにくい
低所得の高齢者の方を支援、所得全
体の底上げなどを図るため、「年金
生活者等支援臨時福祉給付金」を支
給します。

支給対象と思われる方には、4月
上旬にお知らせを送付します。ただ
し、申請していただいた方全員に支
給されるとは限りません。

● 支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給
対象者のうち、平成28年度中に65歳
以上となる方（昭和27年4月1日以
前に生まれた方）

※平成27年臨時福祉給付金は、平成
27年度町民税（均等割）が非課税
の方に6,000円を支給しまし
た（受け付けは既に終了）。ただし、

ご自身を扶養している方が課税さ
れている場合は対象外です。

● 支給額

支給対象者1人につき、3万円

● 受付期間

4月11日（月）～7月12日（火）
8時30分～17時15分（土・日・祝日
を除く）

ただし、土・日・祝日のうち、次
の日程については吉備庁舎・金屋庁
舎・清水行政局で受け付けます。

- 5月14日（土）、5月15日（日）、
- 6月11日（土）、6月12日（日）、
- 7月9日（土）、7月10日（日）

● 申請受け付け場所

吉備庁舎（住民課）・金屋庁舎（や
すらぎ福祉課）・清水行政局（住民
福祉室）・各出張所

※郵送での申請も可能です。必要書
類をご確認の上、郵送してください。

● 注意 / 必ず受付期間中に提出して
ください。期間中に提出できない
場合は支給されません。また、受
け付け開始当初は混雑が予想され
ますので、ご了承ください。

☎金屋庁舎やすらぎ福祉課